

みやぎ母乳育児をすすめる会

ニュース No.53



2021. 1

目 次

巻 頭 言

みやぎ母乳育児をすすめる会 理事長 青葉 達夫 …… 1

■ 母乳育児奮闘記

なるみ赤ちゃんこどもクリニック 鳴海 僚彦 …… 2

■ 総会報告 …… 4

■ NPO法人みやぎ母乳育児をすすめる会
2020年度 第5・6・7回理事・幹事会議事録 …… 5

■ NPO法人みやぎ母乳育児をすすめる会
2021年度 第1・2・3・4回理事・幹事会議事録 …… 11

■ NPO法人みやぎ母乳育児をすすめる会
理事・幹事会2020年度メンバー …… 22

■ NPO法人みやぎ母乳育児をすすめる会
2021年 年間予定 …… 22

■ 特定非営利活動法人
みやぎ母乳育児をすすめる会 定款 …… 23

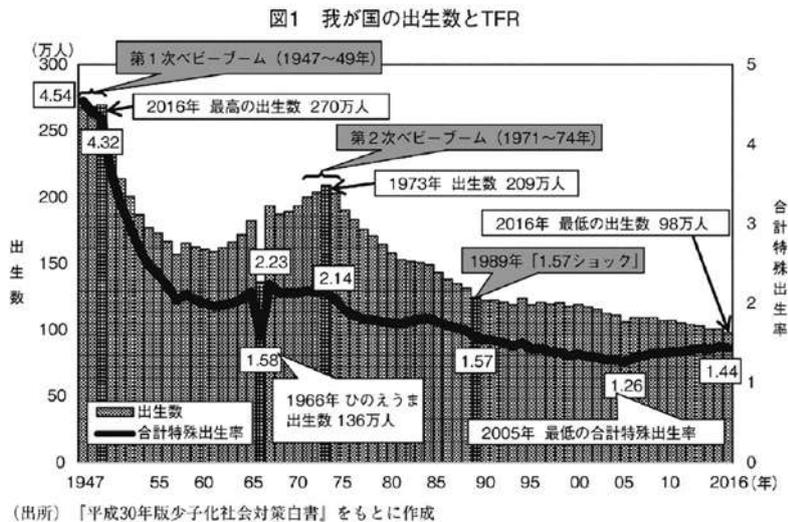
■ 第8回 母乳育児ワークショップ
新型コロナウイルス拡大に伴う中止のお知らせ …… 34

巻 頭 言

みやぎ母乳育児をすすめる会 理事長 青葉 達夫

過去20余年の経済変化に加え、ここへきて世界的なこのコロナ禍の影響で子どもにかかわる環境が恐ろしい勢いで悪いほうへ変化してきました。育児は、経済状態に大きく左右され内閣府も様々な支援を打ち立てています。経済的支援として、誕生から乳幼児期の負担軽減策として出産費用の軽減、在宅育児手当や保育バウチャーによる支援、税制見直しなど。また第1子、第2子、第3子に分けた支援の重点課目に変化をつけたり、子どもが自立するまでの経済的支援として義務教育後の教育費までも考えての支援も打ち立てています。高校の無償化とかですね。可処分所得の苦しさについての問いでも、子どものいる世帯（60.9%）といない世帯（43.2%）では20代30代で、子どもがいる世帯のほうが負担が大きいという結果です（2007）。

出生率は2005年の1.26を最低に2016年までには1.44まで回復しましたが実数は98万人と過去最低になりました。昨年の調査結果が待たれますが、見るのも怖いものです。



さて、内閣府の施策を見ても主に経済的な支援に重点が置かれています。実際の現場では政府の直接の支援は子育て世帯には薄いままです。そこはわれわれ支援者が担うべきところでしょう。私事ながら青葉は20年前、子どもと子育て世代に特化した歯科医院を開設しました。「子育て支援を歯医者立場から応援する」という志からです。そういうコンセプトの歯科医院がこの頃多くなってきました。子育て世代には良いことである反面、子育て支援をビジネスモデルにした企業も出てきました。20年前には考えられなかった、子育て世代にむけた経済支援に群がる格好です。志がない子育て支援は、状況が変化したことについてゆけません。母乳率が下がったことに端を発した子育て支援への、みやぎ母乳育児をすすめる会の姿勢を今年は創ってゆく年になります。面白いことになりそうです。当会の志が問われる年です。

「母乳育児奮闘記」

なるみ赤ちゃんこどもクリニック 鳴海 僚彦

第 18 回 男性小児科医による母乳育児支援

なるみ赤ちゃんこどもクリニック院長の鳴海と申します。仙台市太白区長町南で小児科クリニックを開業し、今年8月で5年目に入ります。病院勤務医時代に周産期医療に携わっていた事もあり、クリニック名に「赤ちゃん」を入れました。そのためか、当院には産科退院後間もない新生児やNICU卒業生が来院され、母乳に関する相談を受ける事が時々あります。主な相談内容は以下の通りです。

1. 母が内科受診時に授乳中である事を医師や薬剤師に伝えると、内服中は授乳を中断するように言われたがどうすれば良いか？（母乳と薬について）
2. 母乳のみで育てているが体重の増え方が心配（母乳不足感・体重増加について）
3. 哺乳瓶でミルクを飲むのは上手だが、おっぱいから授乳するのを嫌がってしまう（乳頭混乱について）
4. 離乳食の進みが悪く母乳ばかり欲しがる（離乳食相談）
5. 夜に頻回に起きるのでお母さんが辛い（夜泣き相談）
6. 1歳6か月健診でもう母乳を止めるように言われたがどうすれば良いか？ 職場復帰にあたっていつまで授乳を続けるか？（卒乳や断乳について）

自分が支援者として一番大事にしていることは「お母さんの考え」です。「お母さんはどうしたいのか？」「なぜそうしたいのか？」をまずお聞きして、基本的にはその考えに沿った支援を心がけています。相談者によって育児環境は多様なので、周囲のサポートの有無、職場復帰の時期、母の年齢や基礎疾患の有無、母の疲労感、母乳育児経験の有無などを総合的に勘案して、科学的な根拠に基づいた支援が必要と考えます。「母乳が赤ちゃんにとって最良の栄養であり、何物にも代えられない」事は小児科医であれば皆当然理解していますが、自分の考えの押し付けではお母さんの心は閉ざされ、もう次は相談に訪れてはくれません。特に小児科医の言葉の意味は重く、「医師の言葉は時に刃物になる」と尊敬する先輩医師から教わりました。良かれと思って言ったアドバイスが時にお母さんを傷つけてしまう事があります（自分も何度も失敗しました）。誰もが自分の考えを否定されるのは嫌なものです。相手の考えに共感しながら、赤ちゃんがどうしたら一番HAPPYになれるのか手探りでお母さんと一緒に考える事が大切と考えます。母乳育児支援に一定の基礎知識は必要ですが（自分は2011年に国際認定ラクテーション・コンサルタント資格を取得しました）、教科書やマニュアル通りにいかないのが母乳育児支援の難しい所で、やりがいでもあります。エビデンスに基づきつつもナラティブな支援が求められます。

「男性」の先生におっぱいの相談ができるの？と聞かれる事があります。母乳育児支援に興味はあるが、ハードルが高いと感じている「男性」支援者もいるかも知れません。自分は授乳に関する相談

を受けたときは、可能な限り授乳の様子を自分の目で見るようにしています。知らないおじさんいきなり「おっぱい見せて」と言われてお母さん達は大丈夫なの？と思われるかも知れませんが、心配ご無用です。「赤ちゃんが授乳している様子を見たいのですがよろしいですか？」とお願いして嫌な顔をされた事は一度もありません。むしろ感謝される事が多いくらいです。抱っこの仕方やおっぱいのくわえ方を観察し、直接アドバイスをすることもあります。もちろんうまくいく事ばかりではありませんが、ゴクゴクと喉を鳴らしておっぱいに食らいつく赤ちゃんや満足して寝てしまう赤ちゃんを見ると、こちらも幸せな気持ちに包まれます。モラルや倫理が厳しくなる昨今ですが、「男性」ももっと母乳育児支援に参加し、両親で受診された場合は、父親にも同性や先輩パパとして何かアドバイスができれば良いなあと感じます。

総 会 報 告

通常社員総会が以下の通り開催され、すべての案件が承認されました。

皆様のご協力に感謝します。

1. 開催日時 令和2年10月24日 13:30~14:00
1. 開催場所 青葉こどもと親の歯科医院 (仙台市泉区八乙女中央3丁目2-20)
1. 総社員数 125名
1. 出席した社員数 88名
(内訳 本人出席3名、書面決議書提出45名、委任者40名)
1. 議事の経過の要領及び議案別決議の結果
 - 第1号議案 令和元年度事業報告承認の件
 - 第2号議案 令和元年度活動決算承認の件ならびに監査報告
 - 第3号議案 令和元年度剰余金処分の件 (剰余金はすべて次年度繰越金とする)
 - 第4号議案 令和2年度事業計画案承認の件
 - 第5号議案 令和2年度活動予算案承認の件
 - 第6号議案 役員の一部改選および報酬に関する件
(理事長、副理事長の改選、すべての役員は報酬なしとすること)

日 時：2020年6月11日

参加者：堺、青葉、大槻、中村、藤本、飯田、近江、大友、(芳賀)、熊谷

①理事の変更について

・上原先生の理事長辞任に伴い、定款に則り理事の互選にて以下ようになった。

理事長：青葉達夫先生、副理事長：大槻健郎先生、中村理恵先生

理事の互選書作成、法務局に登録することになるので、理事の皆様はご協力下さい。

②役職変更に伴う役割変更について (特に会計、のびすく担当)

会計：今年度いっぱいには青葉先生が担当。

のびすく担当：山本さんから立候補頂き祥子さんから後任として承諾を得ているが、山本さんは既にニュースの編集、ウェブチームなど他の役割もあること、また、リスク管理上でも複数体制が取れるとよいのでは？→7月の理事会で役割について決定予定。

③新理事長、副理事長となることに伴い、今後の活動の方向性について

当会は堺先生が先達からの意志を引き継ぎ、母乳育児を広め、BFHを増やしてきた。今後会を存続させるためにも、少子化や母親の就業率の増加、母乳率の低下などが起きている時代に合わせ、独自性を出していくことも必要では。例えばお父さんの視点からの母乳育児（「こうすべき」ということばかりではなく、失敗談なども入れてお父さん自身に考えて貰えるようにする）など。会としての昨年の母乳率の低下の原因についての考察から、新執行部の事業を考えましょう。経年の母乳率は会の財産なので、そこから今後の方針を立てて行く。8月末までを準備期間として、活動方針や事業について募集する。

④ウェブサイト

Q & A：原稿がほぼ校了。レイアウトなどはウェブチームで試作してみる。

⑤書籍作成について

Q & Aの原稿をもとに今年度作成するという計画だった。しかし母乳率の低下などにも現れているように少子化や子育て中のお母さんの就業率が増加したことなどから、今までのように母乳育児のことだけではニーズに合わないのでは。変わっていく生活の中での子育てという深い視点が必要か。→分析・深めてから作成する。

⑥その他

- ・堺先生から「授乳離乳の支援ガイド 実践の手引 (2019年改訂版)」出版のお知らせ
- ・大友さんから 当会Website 会員ページの閲覧数が少ない。ニュースは紙の冊子の方が読まれるのでは。予算的に難しい部分もあるか。今後再検討。次回のニュースは総会議案所とともに冊子として送る予定。
- ・今後の理事会について

オンライン会議は移動時間がなく参加しやすい。堺先生から、学会などでは講師は集まり、聴

衆はオンラインというハイブリッド型のやり方の紹介もあった。堺先生、青葉先生からまだ集まるのは不安もあるため、当会では今年度（8月末）までは今回と同様にZoomを使用し、オンライン形式で継続してみる事となった。

*次回理事会は7月6日（月）18：30～ Zoomを使用して行います。

NPO法人みやぎ母乳育児をすすめる会

2020年度 第6回 理事・幹事会議事録（Zoom理事会）

日 時：2020年7月6日（月）18：30～19：20

参加者：堺、青葉、大槻、中村、藤本、飯田、近江、大友、加藤、祥子、洞口、横江、渡邊、熊谷

【記事内容】

● 役割分担について

会計：（飯田富己）さん、（小原幸恵）さん

年度末までは青葉先生。年度代わりから交代。出金担当と入金担当を別の方をお願いしたい。

（青葉先生案）

のびすく担当：山本さん

熊谷：リスク管理的にも複数体制としたい。主に新年度（9月）からの実働になるが、引き継ぎもあるため、次回8月の理事会では決定したい。自薦他薦をお願いします。

● 活動方針、事業について

青葉：母乳率調査の結果から、母乳率が低下した原因を分析して、母乳率を上げるだけではない支援の仕方を考えていく必要があるのでは。

堺：そもそも完母率を増やす、ということではなく、いかに母子の関係を良くしていくか、ということのを会の活動の基本としてやってきた。母乳率が低下した、ということの原因は何か。就業率の上昇、出産年齢の上昇だけではなく、どういうところに母子関係が移ってきたのかを考えていく必要がある。

事業としても、当面はフォーラムなどもないことから書籍を作っていくことがメインとなるだろうが、「母乳育児に特化した本」ではなく「育児書」としてはどうか。育児とはなにか、どういうところで母が悩んでいるのか。特に混合で育てているひとが悩んでいる。今の本を元にして、私達が何をすべきかを考えて改訂するのではどうか。

青葉：中村先生のMLへのご意見なども元にして、母と子に寄り添う支援、というのを自分の言葉で言える（考えられる）ようにしていきたい。

今年度～次年度の事業の中心として本の改訂を行う。そのためにも母子が置かれている現状などを分析して、「育児」という部分をもっと取り上げていく。

祥子：仙台あたりで出産し、産後大崎方面に里帰りをしている方などを見ていると、支援を受けられる場所などについて情報量の偏りが大きい。支援の求め方も知らない方も見受けられる。育児全般に渡る支援を得る方法、頑張れない方への支援についても考える必要があるのでは。

● SNS等の活用について（当会の情報発信方法）

大友：言葉で検索するよりもハッシュタグ（#）○○で検索するほうが増えてきている。世代に合わせた方法を活用することで、会員を増やすことにつながるのでは。You TubeやInstagramの方が育児中の年代には使われている様だ（飯田さん、横江さんからも同意見）。

（大友さんから補足）YouTubeで母乳を検索してみてください。ヒットする動画がいっぱいありますし、再生回数も結構いいです。つまり需要があります。いろいろ賛否もあると思いますが、見てもらえることは大事だと思います。

祥子：宮城県助産師会ではZoomでMCなどもやっている。外出がままならない人もいるので、月に1回程度でもZoomなどを使ったお話し会などを企画しても良いかも。

堺：正しい情報提供、発信時にははじめを付け、たくさんの情報に埋もれて、当みやぎ母乳育児をすすめる会もone of themにならないように注意していく必要がある。

大友：一旦情報を出すと取り返しがつかないということがある。発信していく前の検証を確実に、また、情報発信の方法についても続けられるやり方に絞ってやっていく必要がある。

熊谷：現在校正中のQ&Aの原稿についても、内容の確認をお願いしたいです。また、書籍改訂の仕事も入ってくるので、HPに限らず「インスタが得意」などのWebチームの新規協力者を募集します。

● その他

・通常総会について

まだ集まるのが難しい現状だが、電子的方法でなく、従前の「議案書を送付し、書面で議案について確認し、質問などがあれば事前に頂く。委任状と集まれる人だけで行う」方式にする。議案書については作成し、次回理事会までにはお送りする予定なので、確認をお願いします。

・情報提供

桜ヒルズウイメンズクリニックが閉鎖となった。ともこ助産院が分娩で影響を受けている。

次回理事会は8月3日（月）18：30～ Zoomを使って行います。

議題は ・総会準備について（総会議案書の確認など）、

・役割分担について、

・Q&A（ホームページ）について、などです。

次回理事会までに、以下についてのご意見ををお願いします。

・会の活動方針・事業について

・役割分担：会計2名、のびすく担当もう1名、Webチーム1～2名。

*役割分担について、他薦の場合は内諾を頂けた方をお願いします。

2020年度 第7回 理事・幹事会議事録 (Zoom理事会)

日 時：2020年8月3日（月）18：30～19：20

司 会：熊谷 賀代

記 録：加藤美江子

参加者：11名 堺、青葉、中村、藤本、鳴海、飯田、近江、渡邊、大友、熊谷、加藤

1. 総会について

司会（熊谷）：総会議案書についてはこの場では時間がかかるので各自確認して頂く。お気づきの点があったら頂く。上原先生からひとつ頂いている。

通常総会について確認したい。集まれる人が集まる。あとは委任状をもらい総会成立としているが、集まる場所はどうすればよいか？ご意見お願いします。

加藤：確か、総会成立はオンラインでも出来ると思ったが。

司会（熊谷）：オンラインでも出来る。

加藤：集まれる人が集まると言っても、3密にならないで行うのは難しいのではないかな。

熊谷：いつもだと総会会場は医師会館で行っているがキャンセルしている。公済病院の定例会を行っている会議室と思ったが、外部の人が入るのに許可が出ないのではないかな。

堺先生：今はたぶんどこも無理だと思う。月1回のダウン症の会も中止して全部webでやっている。今年はしょうがないのではないかな。あえて人を集めてやる必要があるのかな。紙面でよいのではないかな。

加藤：少ない人数でも感染リスクが高くなってしまうので、紙面総会でよいと思う。

司会（熊谷）：紙面総会ということで。

大友：紙面の場合は事前に質問集めるのかな。

司会（熊谷）：例年、議案書と一緒に質問用紙も送っている。質問はFAXで送ってもらっている。例年と同じ方法で、と考えている。

青葉：仙台も少しずつ増えてきたので、紙面でよいと思う。

司会（熊谷）：総会資料は例年通りで送る。総会については、紙面総会に決定。

2. 役割分担について

司会（熊谷）：2020年度からの次期会計は、飯田さんとスズキ記念病院の小原さんが二人体制で受けてくださった。引継ぎは青葉先生から。のびすくは山本さんがやってくさっている。のびすくのこと、事務局のこと、新しく本を作るのに、もう一人位ずつ個別に声をかけていきたいと思っている。

3. Q&A及びwebサイトについて

司会（熊谷）：Q&Aとwebサイトについて、大友さんから説明をお願いします。

大友：ホームページのQ&Aを作りかえている。「見やすいように、色々工夫しながら出す」という事を言われているので、試している。仮ページが出来たら皆さんに見て頂くというところまで来

ている。案を頂いているが、うちで出来るものはいいが、一部外注になってしまうとお金がかかってしまう。ある程度出来る範囲の中でやらせて頂こうと思っている。

司会（熊谷）：見通し、時間的なものは？

大友さん：8月中には出していきたい。月末にはある程度ひと通りアップしたい。

ラフが出来た段階で皆さんに見て頂きたい。

司会（熊谷）：ラフが出るのは8月中か？

大友：ラフはお盆明けには1回出したいと思っている。

司会（熊谷）：文章の校了を私達も目指していきたい。

4. のびすく相談について

司会（熊谷）：様子さんから来た内容について、のびすくもコロナの対応はいろいろとしてくれているようだ。山本さんからのメールでオンラインもどうかというのもあった。こちらだけではなく、のびすくと一緒につめていく必要あるのかと考えている。

青葉：のびすくの方の話もあるのでオンラインが、と言ってもたぶん向こうの準備もあると思うので、もう少し詰めてはどうか。

加藤：のびすくと詰めるのも必要だと思うのだが。今迄はのびすく相談に自分の休みを使って行っていたと思う。9月担当は横江さん。洞口さん。洞口さんから（みや母から勤務先医療センターへ）書類を出してほしいとなっていたが。実際このような場合に病院側として人を出すという事は、どうなのか。例えば堺先生の所で休みの日にスタッフを出す場合、人が動いてそこに行くということ、病院側の管理としてどのように考えていくのだろうか、と思っている。

堺：仙台市だと1歳半健診は小児科医が行っている。4月から6月はなくなり7月から再開した。僕も行っているし、こども病院とか大学病院等も行っている。4000人の仙台市内の子ども達が健診受けられなくなっていた。BCGも始まった。北仙台と舟丁の急患センターにも医者は毎日休日も派遣されている。仙台市の公的な業務である。急患センター継続されている。不要不急という言葉は嫌だが、のびすくは本当に行かなければならない業務になるのか、行かないからどれだけ不自由が生じるのかというと、急患センターとは違う。そういう意味では、病院としては必ず行かなくてはいけないとは、たぶん考えないと思う。そこは考え方だと思うが、医療センターは行っている、市立病院はだめだ、という事になるとおかしくなってくる。統一した見解として当分の間は休むという事にする。のびすくをやらないと、重大なデメリットが子ども達にでるのか、ということそんなことはない。

青葉：歯科は保健センターでやるのは一切やめて、対象者にリストが配られ、各病院に自分で行って受けてもらう形になった。しばらく、のびすくは堺先生が仰る様にお休みしていいような気がする。

堺：日本はコロナに罹ると悪者になってしまう風潮がある。のびすくに行って、何か変なことになっても困るので。

青葉：もらってきて困るし、こっちから持って行っても向こうも困るでしょうし。休止でどうか。

司会（熊谷）：休止の方向で、あとは、のびすくとの相談だと思う。

堺：このwebで意見が出たことをのびすくに一度はかって、「やはり続けるべき」という意見が強ければだが。では誰がどうやっていくのか、もう一度議論していかなくてはならない。

堺：意見は理事会全員ではないので議事録出して、「やはり続けよう」という意見が多数であれば考える、という事で。やめるという事であれば、のびすくと話し合う。いずれにしてものびすくと話し合う。

青葉：のびすくでZoom会議（設備）ができるのであれば、わざわざ出向かず相談してもよいのではないか。一度相談してみてもどうか。

司会（熊谷）：議事録で、皆さんに意見を聞いて確認して（からのびすくと相談の方向で）。

5. その他

1) 仙台市地域産業支援金申請について

青葉：申請書類の不備が二つあったと本日連絡有。すすめる会の角印を押したが、理事長の丸印を押すのであった。丸印はないので直ぐに作って押印する。二つ目は活動実態が分かる書類を追加で提出すること。そうすれば予算20万円の申請が通ると思う。

2) 理事長・副理事長の互選書について報告

互選書は今小原さんの所にあるはず。1名/週ですすんでいる。

3) のびすくの交通費謝金について

皆で集まらない、職場などに伺って個別に渡すのも難しい状態でどうお渡しするか？

加藤：私も祥子さんや山本さんと同じように、会に寄付したい。謝金を振り込む手間と振込費用を考えると大変だと思う。

青葉：8月中には渡したい。渡し方は考えてみます。

4) 新しい本について

子どもを持つ母親の75%が働いている時代。職場復帰、保育施設に子どもを預けてからの母乳育児、不安が大きいとされている混合栄養の母親のサポートなどを含めた物にしていきたい。母乳育児奮闘記の原稿も元になると考えている。内容の項目は、堺先生がピックアップする。本の対象者は主に支援者。一般の方にはWeb、という方向性になるだろう。当初は母親むけの企画であったが、子育てが終わると母親は育児書からはなれていく。しかし、助産師をはじめとして医療者は、現場に則した育児の指南書を必要としている。

2021年度 第1回 理事・幹事会議事録 (Zoom理事会)

日時：2020年9月7日（月）18時30分スタート/19時40分終了

参加者：青葉理事長、中村副理事長、堺監事、理事：飯田、大友、小原、加藤、熊谷、洞口、幹事：近江、横江 11名

1. 総会について

- ・紙面総会とする。
- ・開催資料について・・・9月11日までに最終確認、修正点などあれば事務局へ。
- ・紙面議決書／委任状について：「理事長へ一任する」の項目を追加する。
日付の欄を追加した方が良い。
- ・議長：青葉、議事録署名人：熊谷、大友にて行う。場所は未定。
- ・発送のスケジュール
9月16日までに原稿完成 / 25日印刷完了 / 28日あたりに発送業務
- ・昨年同様、発送作業を昨年同様のメンバー（青葉、大友、熊谷、山本？）にて行う予定
場所はメンバーで打ち合わせる。

2. ニュースについて

- ・9月は発行なし、来年1月に合併号とする
- ・内容、担当は次回10月理事会でつめる。

3. ウェブサイトについて

内容の確認と検討

- 1) Q&Aは1つだけUPしてある。今後随時増やしていく。
- 2) 当会Websiteに質問フォームはあるが、現在のところ実際の質問が来たことはない。
相談窓口を増やすこと、地域の団体と協働、という目的からも、宮城県助産師会の電話相談を紹介するのはどうか。
 - ・母乳育児一般についての質問であればいいのでは？
 - ・現在「授乳・離乳の支援ガイド」の内容が変わってきているので、対応を確認する必要があるかもしれない。
 - ・のびすくの件もそうだが、今何処に聞けば良いのか、迷うお母さんも増えているようだ。
 - ・一度やってみたらどうか、問題点がでてからすり合わせていく方法もある
 - ・「この内容（母乳育児関係）であれば、こちらにお話ください」などと、お互いに連絡を取り合うのはどうか？情報交換することで互いに支援のスキルを上げていくことにも繋がるか。
…助産師会へ連絡してみます。（熊谷）
- 3) YouTubeで動画をあげてみることにについて、提案もあったがどうか。
…マンパワーも必要であるし、今すぐではなく先の目標として考える。

4. のびすく相談について

- 1) (のびすく仙台運営母体の) せんだいファミリーサポート・ネットワークからは相談をやってもらいたい意向で話がかかっていることについて
 - ・ファミリーサポート協議会に参加し、コロナ対策案として出ているのは、2～3組の少人数へ変更して、対策してやって欲しい旨を伝えられた。
 - ・ZOOM等の対応については、「新たな設備投資は難しい」との回答あり。
 - ・メール相談ならどうか？
 - ・感染対策上、各病院から相談員として出してもらうことは可能か、それぞれ所属する施設に聞いてみて欲しい。
 - ・のびすくで受け入れる児童は、仙台市内限定となっている。しかし、当会で相談に当たるメンバーは仙台在住者に限定することは難しい。
 - …明日、仙台へ青葉先生が聞いてくる。
- 2) 保険について←新しい相談員を増やすにも、対策がされている方が安心だろう。
 - ・コロナの場合、対応がわかれるとおもうので、もう少し詳しく調べた方が良いでしょう。
 - ・のびすく運営母体にも確認してみても？
 - …のびすく運営団体の保険のようなものの有無、内容について訊いてみる。
 - …必要時看護職員賠償責任保険、ボランティア保険等について、確認してみる。

5. 今後の活動方針について

- 定款にはあるが会として実際にどう活動していくのか、ということは意識していくとよいのでは。
- ・今なかなか難しいが、会員同士での情報交換だとか、会員で繋がれるようにできたらよいのでは。
 - ・いずれ県内どこでも、同様の支援が受けられるようになるといいのでは。
 - …理事会メンバーからも引き続き意見を募る。

6. 会費改定・法人会員について

- 会員（収入）が減少している中で、会費を見直す必要があるのでは、という提案あり。
- ・今はコロナ禍で、値上げは厳しいのではないかと。
 - ・今は法人会員を作ったとしても、法人として会員になってくれそうなクリニックなども経営的に大変な時期。今、出費を増やすようなことは難しい。
 - ・（今回提案の）会員の金額は、今後コロナが収まって、今までのとおりフォーラム等が行えるようになった場合、その都度の費用負担をなくしているので、支払う総額としての変化はないのだが…。
 - ・会員減少しているので、なにかで補わなければならないが、今は助成金などしかない。
- *会計的に切迫している事情もあるので、先をみて議論していく。

7. その他

- 1) 東北大学病院の当会担当がかわりました。小寺さん、ありがとうございました。
- 2) 仙台市地域産業支援金が入りました。

- 3) 議事録の作成を施設単位で持ち回りにしましょう。
- 4) 次年度の事業として、本の編集委員を決めたい。
 - ・ 前回編集委員に入っていた方と、足りない方を補充する。
- 5) 東北母乳の会 2021年岩手で開催予定だったが2022年へ持ち越しになりそう。
 - 来年は延期になった山形での母乳育児シンポジウム開催予定のため。
- 6) 日本母乳の会 ニュースレターの原稿依頼が来ている。
 - …新しく理事長に就任するのもあり、青葉先生が原稿を作成する。
- 7) 理事会ML内の反応がなくて困っている。確認したら「確認しました」程度でも必ず返信してもらうか、ウェブアンケートのような形式で、内容それぞれについての諾否を諮るようにするか、意見を頂きたい。→この議事録への意見で考える。
- 8) 会員資格、会費について
 - 定款上、2年間会費の納入がなければ会員から外れる。籍はあるが、昨年度の会費を払っていない会員がいる。扱いが煩雑になることもあり、その年の分を払った方だけを会員としたいのだが。
 - …まずは今年の振込用紙を送る時に未払い分の請求もしましょう。

以上、次回理事会は10月5日 月曜日 18時30分～ ZOOMで行います。

* 理事会は原則偶数月と7、9月の第一月曜 18:30～1時間程度で行います。

当面はZoomにて開催予定です。当日出席できない場合、ご意見／ご質問等はメーリングリストか事務局への個メールをお願いします。

NPO法人みやぎ母乳育児をすすめる会

2021年度 第2回 理事・幹事会議事録 (Zoom理事会)

日 時：2020年10月5日（月）18:30～19:40

参加者：青葉理事長、中村副理事長、堺監事、理事：藤本、加藤、祥子、飯田、洞口、大友、熊谷、
幹事：近江 11名

司 会：熊谷

記 録：熊谷

議 案

1. 進捗状況報告

- ・ 理事長変更の登記完了
- ・ 総会 正会員132名、賛助会員6名への発送が10月1日に完了。
- ・ ホームページ「初乳から卒乳まで」内容を会員限定コンテンツへアップ中。
Q & Aについても年内には完了させる。

2. 次回ニュースについて

内容／担当者

- ①巻頭言：青葉理事長
- ②母乳育児奮闘記：鳴海先生（中村先生）
- ③総会報告：事務局
- ④理事会報告：事務局
- ⑤2020年度の役員と予定：事務局
- ⑥定款：事務局
- ⑦講演会（WSに替えて）お知らせ：近江さん、渡邊さん
- ⑧HPについてのお知らせなど：事務局

締切 12月20日 大友さんへ

発送スケジュール 1月中

同封の挨拶文：青葉先生

3. ワークショップについて（オンライン講演会などに替えるか）

青葉：洞口さんからもオンラインでの講演会に替えるご提案があった。

堺：GWをオンラインですることは難しいかも。

ハイブリッドで講演+GWという方法でやっている学会などもあるが。

藤本：3～4人での話し合い+全体で共有する形でしたことがある。方法は不明。

加藤：オンラインでGWをやったことはある。GWにホスト役の講師が入っていた。

祥子：助産師会での勉強会 講演聴講、10名くらいのグループで分けて話し合い、その後共有というものに参加した。

大友：Zoomでも個別のグループで話し合い、PWを使い、複数のZoom会議を並列してやるような形式だとできるか。有料プランが必要かも。

まずは講演会を聴講するような形式でやってみるのはどうか。

熊谷：WS参加者も減っている。会員への還元として無料参加できるような形にできたら良いのでは。

加藤：堺先生からの離乳食の勉強会などもどうか。のびすくの相談担当者も限定されてきているので勉強会という意味も兼ねて。

堺：「授乳・離乳の支援ガイド」の別冊も発行されている。6ヶ月から卵黄も開始というように替わってきている。鉄欠乏予防についても変わってきている。

加藤：リアルタイムでなくても後でも聴ける形だとよいのでは。

堺：講演をすることについてはOK

大友：まずはハードルの低い講演会の録画とか、編集のできる形式でやってみるのはどうか。それをアーカイブとして残しておけば、時間のない方でも後から見られるのではないか。

加藤：PWで見られるような形にするのはどうか。

→その方向で。

熊谷：次のWS担当が坂病院だが、WSをオンラインにかえるということで坂病院（近江さんと渡邊さん）も一緒に進めていった方がいいと思うが。

近江：OK

堺：いつ頃開催にするか。

青葉：例年定例会が行われる頃に合わせ、2021年5月ころが良いのでは。

*詳細は後日詰めていく

4. 新冊子について（内容、担当者、作成スケジュールなど）

熊谷：「初乳から卒乳まで」編集メンバーはみやぎ母乳育児をすすめる会からは青葉先生、上原先生、堺先生、梅子さん、祥子さん、中村先生、湊さん、山本さん、熊谷、イラスト・小林ひかるさん、前回までの話し合いでは欠員分を補充する、ということだったが。

青葉：「初乳から卒乳まで」には東北母乳の会のメンバーにも執筆してもらっていたが、宮城県で子育てをする、ということで、今回はみやぎ母乳育児をすすめる会のメンバーで。

堺：育児書鉄欠乏、ビタミンD、赤ちゃんの睡眠パターン、赤ちゃんの生活ってなんだろう、スキンケア、アレルギー（鳴海先生に依頼するか？）、授乳、などの基本的なことは入れる。

青葉、堺：若い方を中心に作成していく。内容などについてはMLで相談。

5. その他

総会資料内、収入・支出について

加藤：予算・事業案について、洞口さんからのメールでも質問があったが、現在会員132名。予算案では会員が100名になっているが簡単に計算するためか。入ってくる会費30万位で、今年度の予算事業費印刷代30万の予算だて（本の出版のため）、web90万で毎年いってしまうのか。今回Zoom等のお金がかかったの予算なのか。ワークショップを講演会として、映像作成などするための経費か。

青葉：減員する予想もあるが…。仙台市からの支援金、2021年度分は国からのコロナの支援金をあてにしている。法人会員についても考えていくなど、会員を増やす様にやってみる。

会費収入の端数は、振込手数料を当会で負担しているため。

熊谷：会員が減っている。会費を払っている意味について、疑問の声も聞く事がある。今年度の総会資料に、前年度未払いの方には会費納入お願いの手紙も同封はしたが、会員でいるメリットを感じられるようにしたい。まずは来年のオンライン講演会を、今年度分の会費を払った会員は無料、というのではどうか。

青葉：新冊子では多少は利益が出るようにしたい。

リーフレットについて

堺：新体制になったので新しいリーフレット作成も考えなくてはいけないか。

内容が色々変わっているので…急ぎではないが、考えていく必要があるのでは。

今年については、ピジョンの講演会で配布する分が講演会中止のために使用されていない。

熊谷：事務局には在庫がたくさんある。

堺：(10か条なども) 古い内容のまま配布するのは良くないだろう。

→改定された分をシールで上張りするなどして対応する。

10か条はHPに掲載している内容で。

次回理事会、忘年会について

熊谷：今年は総会の開催方法が初めての紙面総会になることで、少々不安もある。忘年会も開催しないのであれば、理事会を11月に変更して頂くのはいかがでしょうか。

→次回理事会11月2日(月) 18:30~Zoomで。

次回理事会は11月2日(月) 18:30~ Zoomで行います。よろしくおねがいます。

NPO法人みやぎ母乳育児をすすめる会

2021年度 第3回 理事・幹事会議事録 (Zoom理事会)

日時：2020年11月2日(月) 18:30~19:20

参加者：青葉理事長、中村副理事長、堺監事、理事：飯田、大友、小原、加藤、熊谷、幹事：近江、渡邊 10名

司会：青葉理事長

記録：熊谷

1. 総会報告 (事務局)

出席者確認：正会員125名(賛助会員6名)うち全委任40名、承認45名、出席3名 合計88名で過半数に達しているため総会成立。

出席者、委任状含め異論なく、議案はすべて承認された。

2. HP変更のお知らせ、Q&A進捗状態報告 (大友)

1) Q&A掲載進んでいる。皆様 確認をお願いします。

2) 今まで出版した本も会員ページに掲載している。『初乳から卒乳まで』『おっぱいことお母さんの歯の健康』『東日本大震災を経験して 災害時の乳幼児栄養マニュアル(2012)』(菜の花本)『おっぱいはやっぱりいい』会員になればすべて閲覧可能。

11月5日 12:00(正午)から新しいPW(miyagi-R02-11)になる。(会費納入者には近日中にPWをはがきでお知らせする)

3. 次回東北母乳の会について報告 (事務局)

2022年、岩手主催で開催予定(山形のシンポジウムが来年になったため)

4. 定例会について検討 (大友)

オンラインの講義式で行うか。

会員は無料、外部からも参加を募る方式で。

ZOOM会議方式とする。

5. 本の内容・分担検討、作成スケジュール（大友、事務局）

- 1) 年内発行を目指していたが、発行を：2021年6月ころとする。
- 2) 対象者は100%支援者（専門職）とする。昨今の母親は印刷物よりSNSやネットに頼る傾向があり、印刷物で手元に置いておき、見返すのは支援者だから。
- 3) ワーキンググループを作る。

担当などについて 内容は今までの意見交換の中で出てきたキーワードを青葉先生が、まず、まとめてみる。各々についてワーキンググループを作って作業していく。

青葉：堺先生から「若い人中心に」という話があったが、内容がとても面白く、とても、他人に任せたくない。（青葉先生が）中心となって進めていきたい。

堺：「若い人」というのはWGを作って、という意味だったが。WG作って「こういう本を作りたい」ということであればそのGのやり方で。母乳育児の確立と継続についても整理したい。まず、育児をすすめるうえで、問題となっていることから分類したい。つまり、睡眠パターン、便性、離乳食、などと母乳育児、という見方ができる。お母さん方が困っていることを、解消させていくような方針で 母乳育児の継続を図る。混合を推薦するとか、完母を推薦するとかでなく、混合を選択した母親ならそのように、完母を選択した母親ならそのように。そのうえで母乳にこだわらず母親の育児上の困ったことへ、支援できるような「育児書」を。

青葉：「堺の独り言から」構想が大きくなっているので、どうしてまとめていったら良いか。新理事長の所信表明として堺先生のMLへの投稿に沿ったようなものを入れていきたい。

堺先生の功績のひとつに、母子手帳へ「母乳をやめましたか？」というハンコの記載をなくしたということがある。歯科の「虫歯になるからおっぱいやめろ」に対抗するために堺は青葉を引き入れ、自分は支援してきた。

本の発行は年内にという当初の企画。

堺：母乳育児の確立と継続について。最初から混合を目指すのではなく、田中先生がMLで言っていたようにまずは母乳、というのは外せない。母乳育児を継続する中で、児の睡眠パターンなどを説明して不必要な補足をしなくてもよいことをわかって貰えるように話せるようにしていく。継続する中で出てくる障害に対しての支援をしていくための育児書、というものではどうか。

青葉：新しい育児書は誰のために作るのか。お母さん方は情報源としては本よりスマホ。従って本は支援者向け。支援についてフローチャートのように作っていくのはどうか。

堺・青葉：支援者向けに印刷したものを作っていく方向で。

6. 上原理事からのご提案について（事務局）

- 1) 父親の育児参加（育休取得）促進：各分娩施設でMCでの話やパンフレット記載、保健所やのびすくなどの両親学級での話など。行政への申し入れもやるべき。
- 2) のびすくで母乳以外の相談受け入れ：のびすくと打ち合わせ。実際にどういう相談があるのか調査して、相談員の養成を図る必要がある。
- 3) まちがったアドバイスへの救済：ホームページにまちがったアドバイス事例集を掲載。SNSな

どを使って救済することもあり。

青葉：まずは会の方針を作ることと、本に注力する。今年度はその事業で手一杯。上原理事からの提案は、本の内容の発展なので、本が出てから、来年度の企画としてやってみてはどうか。→賛成。

7. リーフレットの改訂について（再印刷か、訂正部分にだけシールを貼るとかするか）（事務局）

青葉：予算がない状態なので…。今までは堺先生がビジョンセミナーで配布してくださっていたが、今後はどうか？

堺：10か条の分は訂正したいので、使用する分だけは訂正部分にだけシールを貼るとかするか→差し込み文章、10か条の部分だけ作る。

8. その他 1

青葉：定例会はウェブ上で行ってみたい。

ウェブラジオのようなもので聴けるコンテンツを増やしてみてもどうか。

映像をHP上で流す、YouTubeなどで流すなどもどうか。

加藤：「ラジオのようなもの」のイメージがつかないが。

青葉：画像を見ないとわからないものではなく、音だけのコンテンツを独自に作って、ながらも聴ける形にしたいと考えている。

堺：医学系の講義などではスライドも見ないと理解できないと言われる。現在のところ一番実行が簡単なのはZoomのようだ。声だけだと理解がされないと思う。

青葉・堺：Zoomで行い、参加者はミュートにしておき、質問者はミュート解除で質問してもらう、という形にして見ようと思う。

Zoomの有料版使用を検討して行く。堺、大友、青葉の3名で契約することを検討。

9. その他 2

母乳奮闘記を各人から募りたい

堺：ニュースの「母乳奮闘記」に藤本先生、中村先生のMLへの書き込みなども良いと思う。

近江：自分は母乳育児についてはあまり苦労しなかったが、出勤直前におっぱいをねだられて困ったことなどもあった。そんなものも書けたらいいのかと思う。

堺：患者さんに医療者が多いが、医療職の問題で、育休が短いがある。働いている方も多いので

「こういう気持ちで母乳育児をやってきた」と、お母さんの医療者に書いてもらうのも良いのでは。その点では中村先生、藤本先生の書き込みは貴重。

青葉：「堺の独り言」をみんなで共有するのはどうか？

堺：共有していきましょう。

青葉：育児本を構成する上でWG（骨子）を作らなくてはいけない→青葉先生が中心でやっていく。会費振込用紙について（佐藤理事からの提案）

青葉：現在赤紙振込（振込手数料が当会負担のもの）を使用していることについて、佐藤理事から変更の提案があった。手数料も結構かかっている（152円／1振込み）ため、今後は青紙振込（振

込手数料を払込者にご負担頂くもの)にする。

大友：意見交換についての提案があったが。

堺：次回理事会を飲食可のフリートーキングのウェブ忘年会をしてみよう。

- * 次回理事・幹事の忘年会 12月7日(月) 18:30~フリートーキングの会とする。時間は1時間とする。ビールなどのみながら好き勝手なことを話す会。理事・幹事以外のメンバーも参加OK。

NPO法人みやぎ母乳育児をすすめる会

2021年度 第4回 理事・幹事会議事録 (Zoom理事会)

日 時：2020年12月7日(月) 18:30~19:30

参加者：青葉理事長、堺監事、理事：大友、藤本、加藤、飯田、熊谷、幹事：近江、渡邊 9名

司 会：青葉理事長

記 録：熊谷

・リーフレット変更部について (報告：大友)

シールを作成する場合、1,000部で1万円くらい。

リーフレット作成するとしたら1,000部で3万円くらいか。

・2021年8月シンポジウム in 山形開催形式について (討議依頼：佐藤祥子)

COVID-19感染についてまだ先が見えない段階であり、医療系の会なので慎重に考える必要があるのでは。

→開催形式についての当会の意見

3、すべてWEB配信 (アーカイブ配信で後から見られるようにする)

もしくは6、中止。

A-2; 特別講演1・2、シンポジウム1, 2, 3すべて行う、一般演題は募集しない

2) すべてWEBであれば、一定期間内に聴取できるようにする を選択。

・新しい本について (担当：堺・事務局)

項目を決め、「初乳から卒乳まで」の中で活かせるところは活かしていく。

実際に集まらないと話が前に進まないため、1月10日(日)13時から堺先生のクリニックに編集委員が集まり進めていくが、それまでに執筆の割り振りを決め、依頼をし、原案で良いので書き始めてもらう。

編集委員は暫定で青葉、堺、大友、山本、熊谷

・ニュースについて (事務局)

内容、分担については10月の理事会議事録参照。

12月20日締め切り (大友へ原稿提出)。

1月中旬に発送予定。発送時には今年度分の会費未納者には督促状と振込用紙も同封する。

・会員増員、会費納入について (事務局)

総会資料は130名以上に送ったが、現状で会費納入が80名程度。医療センター、春WC以外から

の新規会員加入はほとんど無い状態。会の運営的に厳しい状態。

堺先生から提案：当会の会員になってくれている方には、「この会を支える」という動機づけができたらいのだが。会が今何をしているのか示していく必要がある。以前に行っていたように、マスコミへの情報発信なども考えていくのはどうか。

フリートーカー

堺：9月から小児科で個別に行う形で1歳半健診が再開された。1歳半時点では90%が断乳している。復職とともに断乳、という方が増えているようだ。日本は少子化がますます進み、母乳率が低下している。今年5月の母子手帳交付数が11%減っている。児童手当の減額という話もある。そもそも予防接種が全部公費ではない、というこの国はいかがなものか。

母親の就業率が上がり、少子化が進み、母乳率が低下している。

青葉：「早期から人工乳を与えることで牛乳アレルギーが減る」という文献があるようだ。

堺：「授乳離乳の支援ガイド 実践の手引」には「1歳前には牛乳は与えないように、また1歳を過ぎても与えすぎないように」と記載があるが。原文にあたってみよう。

青葉：幼児の歯科健診時に、2歳半、3歳半児の保護者さんに長期母乳の利点などを話してもすでに卒乳しているので…

加藤：復職で断乳する母親が増えている印象がある。

堺：母子手帳交付数が減っている。少子化なのに保育所の待機児童は増えている。つまり働く母親が増えたということ。それに伴い、断乳が早くなってきている。

加藤：病院ではどうか？

近江：仕事復帰前提で混合希望の方が増えた。自分の育児中は母乳を続けていたが、寝かしつけなども楽だった。

渡邊：「混合希望」が当たり前、お母さんが疲れていると「可哀想、寝かせてあげよう」と人工乳を足すことが増えた。

堺：先日のMLでの田中耕平先生のご意見にもあったように、産科ではまず「母乳育児の確立」という部分をしっかりやっていくべきでは。「できれば混合」ではなく、せめて産休・育休中は母乳育児を継続してもらえると良いと思う。

加藤：相談室に来る方で、はじめは混合栄養でも離乳食が始まって人工乳が不要となった経過をとった方は、卒乳の時に、「やりきった！」と思って貰える。

堺：「完全母乳」という言い方について。完全でない場合は「不完全」と感じさせてしまっても良くないのかも。

藤本：高齢出産が増えている。40代での出産がありふれてきた。20代もまだいるが…。若い方に比べて体力がないように思う。

堺：経済的問題を抱える方も増えた。そのために早期に働きに出る母親が増え、それに伴って母乳率が低下したのかも知れない。

加藤：育休を取るお父さんが増えた。会社・社会の考え方が変わってきたのかも。

熊谷：育休をとっても、必ずしも実働が伴っているとも限らないかも。

テレワークするお父さんも増えた。だが結局仕事があるので、本人たちが考えているより育児に関わるのは難しそう。そんな風に言って実母やヘルパーさんなど、外部の人が家に入るのを体よく断っている？と思われることもある。それで母子への支援が十分に受けられない状況になっていることもあるかも。

NPO法人みやぎ母乳育児をすすめる会理事・幹事会 2020年度メンバー

2020年9月1日より2021年8月31日まで

*年度が9月1日開始ですが、役員改正は総会后決定のためそれまでは前年度メンバーも残ります

理事長	青葉 達夫
副理事長	大槻 健郎、中村 理恵
理事	明城 光三、飯田 富己、伊藤 美佳、上原 茂樹、梅原あゆみ、大友 浩一 小原 幸恵、加藤美江子、菊池 啓子、熊谷 賀代、佐藤 祥子、鳴海 僚彦 藤本久美子、洞口 信子、安井 友春、山本 優子
監事	堺 武男、高橋 純子
幹事	田中 耕平、大沼 彩子、芳賀 深雪、石森 美香、横江 紀子、佐藤 広子 工藤ゆりか、津国 瑞紀、三浦 桃子、安孫子陽子、近江 暁子、渡邊佐登美 織田美江子、我妻比呂江、小林 久美、遠藤奈津子
事務局	長澤かおる、東 静子、土生 仁美、橋沼 芽依、飯島 愛海、佐藤 涼香 佐藤 梅子

NPO法人みやぎ母乳育児をすすめる会 2021年 年間予定 (詳細は変わることがあります)

	イベント	のびすく相談		理事会
		仙台	泉中央	
1月	ニュース発行	未定	未定	
2月		未定	未定	1日(月)
3月		未定	未定	
4月		未定	未定	5日(月)
5月	ニュース発行	未定	未定	
6月	定例会(オンライン)、新書籍発行	未定	未定	7日(月)
7月		未定	未定	5日(月)
8月	28(土)、29(日) 母乳育児シンポジウム in 山形	未定	未定	2日(月)
9月	ニュース発行	未定	未定	6日(月)
10月	総会・母乳フォーラム in 宮城2021	未定	未定	4日(月)
11月		未定	未定	
12月		未定	未定	6日(月)

特定非営利活動法人 みやぎ母乳育児をすすめる会・定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は特定非営利活動法人 みやぎ母乳育児をすすめる会 という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県仙台市青葉区国分町二丁目3番11号におく。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広く国民に対して、母乳育児の推進に関する事業を行い、国民の健康の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 科学技術の振興を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 母乳フォーラム事業などのイベントの開催を通じての社会啓発活動。
- (2) 母乳のニュースの発行事業
- (3) インターネットやパンフレット、ポスターなどを通じた母乳育児関連情報の提供および啓発事業。
- (4) 母の会の支援事業や、母乳育児中の母子および家族のサポートのために必要な事業。
- (5) 東北母乳の会などの、母乳育児などに関わる日本国内および海外の組織との協力交流促進事業。
- (6) 国内、国外の一般市民や会員の母乳育児関連情報の交流促進、講演会への講師派遣、オンライン会議などの実施。
- (7) 母乳育児などに関する相談活動。
- (8) 母乳育児などに関わるCDやビデオ、書籍、冊子などの資料製作と頒布、販売
- (9) その他、上記目的を遂行するのに必要な事業。

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して故意に2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、又はこの法人の定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(会費等の不返還)

第12条 既に納入された会費及びその他の金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上
- (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、若干名を副理事長、若干名を上席理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 上席理事は、理事のうち理事長を経験した者とし、理事会において選任する。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選定されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任の役員が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長、幹事、その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総 会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任、解任及び報酬

- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも総会の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事または正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することが

できる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号および第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名または名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項について議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもつ

て招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも理事会の15日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面または電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又

は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり翌年8月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の2分の1以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に関する事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の2分の1以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち宮城県に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の2分の1以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑 則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長	堺 武 男
副 理 事 長	上 原 茂 樹
	高 橋 英 子
理 事	中 村 理 恵
	豊 島 紀代子
	佐 藤 梅 子
	佐 藤 祥 子
	渡 邊 孝 紀
	山 本 優 子
	嶺 崎 眞利子
	崔 佳苗実
	飯 田 富 己
	熊 谷 賀 代
	千 田 道 代
	松 井 憲 子
	青 葉 達 夫
	監 事
佐 山 恭 子	

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成19年9月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成19年8月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費

- (1) 正会員 0円
- (2) 賛助会員 0円

附 則 この定款は、宮城県知事の認証のあった日から施行する。
(平成22年2月2日 第13条)

附 則 この定款は、仙台市長の認証のあった日から施行する。
(平成26年2月28日)

附 則 この定款は、社員総会議決の日から施行する。
(令和元年10月26日2018年度第13回通常社員総会議決 第55条)

第8回 母乳育児ワークショップ 新型コロナウイルス拡大に伴う中止のお知らせ

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を受け、2月に開催を予定しておりました宮城版母乳育児ワークショップは感染拡大防止を考慮し、やむなく中止させていただきます。

今後の研修につきましては、初夏にオンライン勉強会として予定しておりますので是非ご参加ください。詳細につきましては決定次第ご案内させていただきます。

開催直前のご案内になりましたこととお詫び申し上げます。

住所や勤務先、お名前の変わった方、退会を希望される方は事務局までお知らせ下さい。

連絡先 事務局：東北公済病院 7階 母子センター
TEL：022-227-2215（直通）
E-mail：m.bonyu@gmail.com

特定非営利活動法人 みやぎ母乳育児をすすめる会
理事長:青葉 達夫
事務局:東北公済病院7階 母子センター
電話:022-227-2215(直通) e-mail:m.bonyu@gmail.com